

船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示の 一部を改正する告示について

1. 背景

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 4 条第 1 項において、船舶は、原則として、その航行する水域に応じて、堪航性及び人命の安全に関し、陸上との間で相互に行う無線通信に使用することができる「無線電信等」を施設しなければならないこととされており、当該水域は、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 10 項から第 13 項までにおいて、それぞれ「A 1 水域」～「A 4 水域」として規定されている。

このうち、「A 2 水域」については、同条第 11 項において「海岸局との間で MF 無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対して MF デジタル選択呼出装置※により遭難呼出しの送信ができる水域であつて告示で定めるもの」等と規定されており、当該規定の委任を受けて、「船舶安全法施行規則第一条第十一项の水域を定める告示」（平成 4 年運輸省告示第 49 号。以下「A 2 水域告示」という。）において、「デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等について」（平成 5 年海上保安庁告示第 114 号）に規定する中短波帯の電波を使用する海上保安庁の海岸局（以下「中短波海岸局」という。）の通信圏の範囲と同じ範囲の水域が定められている。

今般、海上保安庁において、業務効率化の推進等を目的とした中短波海岸局の配置の見直しが行われ、一部の中短波海岸局が廃止されることに伴い、中短波海岸局の通信圏の範囲が変化することから、「A 2 水域」の範囲を定める A 2 水域告示について、所要の改正を行う必要がある。

※ ボタン操作のみで遭難警報を発する機能及び特定の船舶又は陸上にある無線局を呼び出して通信を行う機能を備え、船舶において、遭難警報を発し、又は遭難時を始めとする緊急時における通信、安全の確保・維持のための通信若しくは一般通信を行うための装置をいう。

2. 概要

中短波海岸局のうち、函館山、釜石、銚子、土佐山及び油津の各海岸局が令和 8 年 6 月 30 日をもって、下田の海岸局が令和 9 年 6 月 30 日をもって、それぞれ廃止されることに伴い、これらの海岸局の位置を規定する A 2 水域告示の各号を削る等の改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 6 月 10 日

施 行：令和 8 年 7 月 1 日（下田の海岸局の位置を規定する号を削る等の改正については、令和 9 年 7 月 1 日）